



みとう

高齢者の交通事故防止県民運動

令和7年11月9日(日)から11月15日(土)まで

運転者は、「思いやり」と「ゆずり合い」の心を持った運転に努めましょう

地域・家庭では、周辺の危険箇所について、家庭内で話し合いをしましょう

学校・職場では、道路横断時、手上げ横断「渡ります」の合図を行うなど、横断意思を示す行動の実践に努めましょう

美祢警察署

0837-52-0110

令和7年

山口県警察視閲式

○ 14時～視閲式——
車両も含めた警察部隊の分列行進や年末年始特別警戒隊の出動

○ 式終了後～
警察音楽隊によるコンサート

○ 13時～16時(予定)
ドーム内外において、県警ヘリコプター「あきよし」の展示や救助訓練、白バイの傾斜走行、サボカーの体験試乗などのアトラクションやICT機器を活用した犯罪被害防止体験、子供免許証の作成、警察車両の展示など

(雨天時は一部中止)

日時：令和7年11月29日(土)

場所：山口きらら博記念公園
やまぐち富士商ドーム



みなさまのご来場をお待ちしております。

犯罪被害者週間のお知らせ

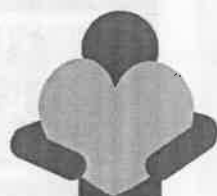
【11月25日(火)～12月1日(月)】

犯罪による被害とは、心身への直接的な被害にとどまらず、その後の生活で直面する様々な困難も含まれます。

～被害後に直面する様々な困難～

- 精神的なショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- 周囲の無責任な噂、取材・報道等による精神的苦痛

被害に遭われた方やそのご家族の声に耳を傾け、私たち一人ひとりが何をすべきかを考えることが大切です。



児童虐待から子供を守ろう

毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待は、保護者からの虐待により、児童がその心身に深刻な傷を負ってしまう重大な問題です。

警察では、児童虐待の未然防止や被害児童の早期発見、保護に努めていますので、「虐待かもしれない」と思った場合は、迷わず相談・通報してください。

重要 「虐待かもしれない」と思ったら迷わず相談・通報してください。

児童相談所全国共通ダイヤル「189」や最寄りの警察署等に相談してください。

緊急の場合は、迷わず「110番」通報してください。



児童虐待とは、保護者が児童に対して行う次のような行為です。

- ◇ 身体的虐待
殴る、蹴る、激しく揺さぶる等
- ◇ 性的虐待
性的行為の強要、児童ポルノの被写体にする等
- ◇ 養育の怠慢・拒否
(ネグレクト)
家に閉じ込める、食事を与えない、長時間の車内放置等
- ◇ 心理的虐待
言葉による脅し、児童の面前で他の家族に暴力を振るう等



安全・安心情報を SNS 等で配信中

とどけ! つながれ!

安全・安心 MIND



県警察公式アカウントの登録をお願いします。



アクセスはこちらから!

ホームページ



X (旧 Twitter)



YOUTUBE



FACEBOOK

